

第91回 佐用町議会〔臨時〕会議録 (第1日)

令和元年11月18日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (5名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	建設課長	重崎勇人		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2. 会期決定の件
 - 日程第 3. 行政報告について
 - 日程第 4. 議案第 44 号 和解及び権利の放棄について
 - 日程第 5. 議員派遣について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 91 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日もそうですけれども、最近、急に本当に寒くなっております。皆様には、体調、維持管理をしてもらいながら、気をつけてもらいたいと思いますが、佐用町でシンボルである大イチョウにおいても、SNS できれいに色づいていると出ているような状況であります。

寒い日が続きますけれども、体調に気をつけながら議員活動を続けていただきたいと思っています。

さて、今臨時会に付議されました案件は、和解及び権利の放棄についての 1 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

11 月もあと残すところ 10 日余りとなりました。ここ 2、3 日、朝方冷え込んで、山の紅葉もやっと進んできたところですが、今日は、また、一転、朝方から非常に気温も高いですし、また、午後からは雨の予報も出ております。こうして、季節の変わり目、変わり目で寒かったり、暑かったりということで、本当に、今、議長の御挨拶のように、体調管理に、それぞれ十分に気をつをつけていただきまして、また、12 月の議会もひかえております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、臨時会お願いいたしまして、以前からそのたびに議会のほうにも報告をさせていただきました徳久 13 号線と言われる町道認定したところの土地の問題につきまして、後ほど、提案説明させていただきますけれども、裁判所のほうからも和解勧告がなされて、合併以来、旧南光町時代からの提案の問題でありまして、もうこれ早く何とか解決をしておきたいということで勧告に従って、町としても、それを受け入れて議会のご承認をいただきたいということで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

後ほど、提案説明しますし、その後、また、全員協議会ということで、いろいろと皆さん方に 12 月議会ひかえておりますので、その案件も含めて、ご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第 91 回佐用町議会臨時会を開会します。

なお、今臨時会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、総務課長、建設課長であります。

なお、傍聴におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1． 会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。
8 番、石堂 基君。9 番、岡本義次君。以上の両君にお願いします。

日程第 2． 会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。会期は、本日、1 日限りとしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

日程第 3． 行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 3 の行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第 3 を終了します。

議長（山本幹雄君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 4． 議案第 44 号 和解及び権利の放棄について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4、議案第 44 号、和解及び権利の放棄についてを

議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 44 号、和解及び権利の放棄につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、平成 28 年 7 月 3 日、佐用町を被告として原告 2 名より神戸地方裁判所に提訴されました道路供用開始処分無効確認等請求事件として、所有権その他の権原を取得しない道路部分の供用開始処分の無効とその道路部分の上下水道管の撤去を求める訴訟につきまして、10 月の全員協議会にて報告をいたしましたように、10 月 10 日の第 28 回弁論後、神戸地方裁判所より和解が勧告をされております。

内容といたしましては、「原告ら及び利害関係人に対し、本件の一切の和解金として、160 万円の支払い」「原告ら及び利害関係人等は、和解を原因とする所有権移転登記手続きをすること」「神戸地方裁判所龍野支部平成 25 年（ワ）第 87 号妨害物除去等請求事件に係る損害賠償金 30 万円とその利息及び訴訟費用の請求権の放棄」などがございます。

町といたしましては、神戸地方裁判所から和解勧告がなされたこと、また、原告ら及び補助参加人らとの間の紛争を早期に解決をいたしたく、和解及びそれに伴う権利の放棄に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号及び 12 号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 44 号につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5 番、小林裕和君。

5 番（小林裕和君） 和解条項の中の町道の確認なんですけども、従前から町道として認定した区域と、今回、町道の範囲の座標によって確認をされています。それは、変動ないんでしょうか。変動があるんでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 最終的に町道としては、現道を確定した幅員と現道とほぼ近いんですけども、ただ、町道認定した点、区域から、若干、50 センチほど幅員が広がっているという状況です。

それぞれのポイントは、若干、50 センチというわけではありませんけども、平均すると、おおむね約 50 センチ、従来の認定した町道よりは幅員が広がっているという状況です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 従前から町道認定した区域が、今の説明では50センチほど広がっておる。だから、今回は、その境界確認をして確定をさせて、改めて、また、町道認定はし直すということによろしいんですか。広がった分。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 今までの、結果的に今回で確定、町道の境界は立会して確定しましたけれども、従来の町道の幅員、面積等については、今回の確定した形で登記をし直すということです。町道認定につきましては、確定した幅員、今回の境界の面積で町道認定をするということです。その現実につきましては、変更という形にはなりませんけれども、町道としての変更という形にはなりませんけれども…

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 町道認定は、面積もきちっと、土地の登記のように、どこの道路も広いところがあったり、狭いところがあったりするようなものが町道です。だから、その13号線としての町道の認定は、既にもう以前に終わっておるわけです。その確定が、その町道ではないということで、原告から、いろいろと訴訟があったりして、今回、その現状の部分の町道にということで、境界もその現状のところポイントで確定をして、それで、その部分が、今の13号線として、町道が通行が可能なような形で、もう確定をしたわけですから、だから、小林議員言われるように、若干、副町長が言ったように、そのポイントが確定した、当初の境界とは、若干、広がったり、狭かったりと、少し広がっている部分があるわけですが、それは、そこで確定をしたということで、認定そのものについては、私は、もう既に、認定がこれで確定をするということですから、改めて、13号線としての町道認定をする必要性はないというふうに思います。

それから、それを変更をすると、面積をという、そういうことであれば、ほかの道路なんか結構、最近のように、きちっと道路を測量して、面積まできちっと、正しいといえますか、現状のものが出てくるものであれば、それで登記はしていますけれども、以前のものであれば、たくさん道路がありますけれども、そんなに厳密な、正確な土地として協会は確定していても、面積そのものは、若干差は、差があっても、それは道路として何ら支障がないということで、そういう手続きまではしていませんから、13号線においても、そういう手続きで、私は、いいのではないかなというふうに思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 私は、変更をして、確定するから、認定は、変更で上げなければならぬ。最小幅員とか、最大幅員とか明示されて、そういう形で町道として認定しますので、それで、町道に認定したら、もし何かあれば、道路法上の事故とかあれば、道路法上の確定になってきますので、だから、50センチほど広がったということになれば、最小幅員とか最大幅員とかが違ってきますので、それは変更でやるべきじゃないんでしょうか。路線だけ、路線名だけの認定とか、そんなんじゃないですからね。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 今、ご質問の内容につきまして、申し訳ありません、細かな手続きにつきまして、私のほうで後ほど確認をさせていただきたいと思います。その上で、例えば、議会のほうに承認をいただくのか、わかりませんが、必要であれば、それに必要な手続きのほうは取らせていただきたいと思います。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 実は、今までは、分筆料が高いとかいうことで、佐用町だけじゃなくって、買収した分を登記せずに、こういうふうな新しい、こういう図面が最初からできておたらね、こういうこともあまりなかったんじゃないか思うんですけど、副町長、ご存じのように、円光寺にもこういうことあったんですよ。おやじさんが認めてOKになっておつたんを、息子が蒸し返してごたごたしたことあります。ご存じのように、ですから、これが、私は、刑事の場合は別として、和解の場合は、当然、本人が歩み寄って、そして、成立させるように持って行くのが、その和解の裁判のやり方でありまして、私が、今、問おうとしておるのは、この和解金160万円とか、損害賠償金30万円、これが妥当なものかという、その根拠になるものはあったんでしょうか。そこらへんは、どうでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 今までの13号線についての係争の過程で、前回は、妨害物除去請求事件として、そういう決着をついた、妨害物についての除去については、町のほうが勝訴したわけですが、その過程で、この町道本来の町有地部分と、個人の所有地部分の境界の中で、さまざまな言い分の違いはあったんですけども、おおむね面積を出して、周囲のそういった土地の評価を割り出して算出してきた経緯があります。そこをスタートとして、最終的に、今回、町が、原告との間で、この和解金というベースの中に、そういった町道部分の用地の買収的な単価、それにプラス、いろんな経緯があります。そういった面も含めて、単純に用地の対価としての和解金ではなく、こういった

紛争を解決するという意味で、裁判所のほうで提示された金額というのが、その 160 万円ということですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） そういう経緯があったんでしょけれど、今、そしたら、その今言われた、その付近、付近地の単価と、今度の和解金で出た金額と何か差異どれぐらいあるんですか。平米当たり何ぼいうのは出ていますか？

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 先ほど、お話したように、単純に比較できるような単価ではないと思います。

その中には、そういった土地の経費とか、今回、請求権としての 30 万円も放棄するか、そういった金額も町としては、和解金プラス賠償金の放棄とかいう関係で、かなり金額的には加算されています。そういうものを単純に面積で割り戻すと、約ですけれども、平均ですけれども、町と、それから、補助参加人の方が、その原告に対して支払いされる和解金、そういうものも含めると、平米単価としては、約 2 万円ぐらいな金額になります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 単純には比べることができないという説明がありましたけれど、ほな、そしたら、その付近地の町道のこの分のそういうところは、今、平米当たり何ぼぐらいしとん。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 正確にはわかりませんが、近傍地で 1 万円もしていない金額ではあると思います。

先ほど、答弁させていただいた中に、もう 1 点、ありますのが、民地の中に町が水道管とか下水道管を埋設していると、そういった地中で所有地を使用している。そういう面についても、原告のほうから、今回は撤去しろという請求でしたけれども、そういった長年、町が水道管を埋設している。そういった面の経費というんですか、補償というんですか、そういうものも加味されていますので、単純に、その比較するということについては、あまり意味がないというふうに思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 物件目録の記載2、ほかは所有権移転確定をして、境界確定して所有権移転ができるんですけども、この物件目録の2は所有権移転ができない。何か、できない理由はあるのでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） この物件につきましては、相続者の方が、非常に多岐にわたっています。原告の方は、その何十分の1の権利ということで、その相続については、かなり町のほうにつきましても、原告のほうにつきましても、そういう手続きを促したんですけども、なかなか、これは相続の障害があってできないということです。

ちなみに、この物件については、相続ができなければ、町名義に結果的にはならないという、そういった面がありますけれども、今回の裁判で和解ということで成立すれば、その調書をもって、この町道部分に取り込んだ用地につきましては、町の権利ある用地として、これから第三者にも対抗できるということを得られるというふうに、町のほうは解釈しております。

また、それにつきましても裁判所、あるいは弁護士のほうも、そういった同じような見解です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 今回、こういう和解によって解決をするということ是可以できるんですけども、一番最初の町道の認定云々のところで、町長のほうから、町道の認定については、こういうところは、ほかにたくさんあるというお話もありました。たくさんあることは、僕も承知はしておりました。

今後、そういうところがたくさんある中において、将来的に、そういう問題では、解決方法の基本的な姿勢として、町としては、町民と争うということは、できるだけ避けたい。話し合いで解決をしていきたいという姿勢だと思うんですけども、その今後の、そういうことが起きる可能性もなきにしもあらずですから、基本的な姿勢というのは、どのように考えられておられるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 基本的には、やはりきちっと、測量がされて、いわゆる地籍調査のような形で明確に面積も境界もされると。これが、紛争がない、そういうことが起きない、原則だと思うんですね。

ただ、それを一気にそれはできませんし、現在、地籍調査を進めております。そういう中で、そういう問題のあるところは、新たに明確にしていくという作業をしていくということではないかと思っております。

その前に、こうした問題が発生すれば、その問題として、対処せざるを得ないということではないかと思えますけれども、基本的には、当然、小林議員が言われるように、きちっと、面積なり確定して、道路として認定をし、また、町としての登記をするというのが原則です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） こういう立派な図面、測量図面ができたわけでございますけれど、今は、まだ、測量の鉞いうんですか、そういうようなんでもやったんだろうと思いますけれど、29日に最終的にどっちもが和解ということになれば、地下にでもコンクリの杭を埋めてでも、そういう後のはっきり動かんような証拠いうのは、建設課長、されるんでしょうな。後。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 昔の境界をずっとコンクリート杭で決めていくというような、そういうことは、今はいたしません。

こうして登記をしたら、座標というのが、これ全て、きちっと登記所に登記されるわけです。

ですから、もし問題が起きれば、これを現地で、そのまま復元ができるということになります。

そういう手続きをしているわけであって、コンクリートの杭を境界に入れるというようなことはいたしません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） それは座標ですぐ明示されてわかるというものの、こういう今まで、長いこと案件で揉めたところについては、そういう相手との全部じゃなくても、そういうコーナーには入れておくべきじゃと思うんですけれど、やっぱり、そういうことはしませんか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） はい、そういうことはいたしません。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。
ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号、和解及び権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。今臨時会に付議されました案件は、終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、第 91 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会します。

議長挨拶

議長（山本幹雄君） なかなか町としても難しい案件ということで、この案件をやっていただけでも、無事終了することができました。審議することができました。（聴取不能）、ありがとうございました。

町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 本当に、ありがとうございました。

これで最終的には 29 日に決定をする。立ち会いをして、お互いに契約交わすということになる、そういう予定ですけれども、その時に、また、改めて、原告側から、また、この案件について、これまでの経緯もありまして、ちょっと不安なところもありますけれども、裁判所からの最終的な、これ和解勧告という、そういう重みを持って、原告のほうの方も、これで了解をいただけるものというふうに思っております。

そういうことで、合併以来、いろいろと歴代の建設課長も非常に苦労してきましたし、特に、坪内副町長が、ずっとこの件にかかわって弁護士、また、裁判所とのやり取りをしながら、解決方法について、いろいろと模索をしてきて、ようやく、こうして解決ができそうな形になりました。

こういうことがたびたび起こらないように、先ほど、お話のように、全てきちっとした管理をしていくという、そういう問題が起きないような日ごろからの土地の整備とか、そういうことについては努力をしたいと思いますけれども、そういうことで、本当に長年の懸案が1つ、まず、解決をするということで、私も非常にホッとしております、本当にありがとうございました。

議長（山本幹雄君） これをもって終了します。